

平成31年3月26日

指定障害児通所サービス事業者 各位

旭川市福祉保険部指導監査課

平成31年度障害児通所給付費等に係る体制等及び加算に関する届出について

平素より本市の障害福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記届出について、平成31年度の障害児通所給付費等の算定要件の充足を確認する必要があることから、次のとおり障害児通所サービス事業について、体制等届出書の提出をお願いいたします。

1 提出対象事業所

加算算定の有無によらず、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援に係る各指定障害児通所サービス事業所

2 提出期間

平成31年4月1日から平成31年4月15日まで（当日消印有効）

※なお、児童発達支援（センターを除く）及び放課後等デイサービスの「報酬算定区分に関する届出書」（添付様式1及び2）については、平成31年4月26日（金）までの提出も可とします。

3 提出方法

直接の持参又は郵送とし、郵送の場合は封筒宛名面隅に「体制届出書在中」と朱書きしてください。

なお、提出時に届出書類を基に要件の審査を行いますが、事前に来庁日時をお知らせいただくと、その時間帯に優先的に審査しますので、事前の連絡をお勧めします。

4 提出先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第2庁舎2階
旭川市福祉保険部指導監査課 障がい担当

5 提出書類

別紙「届出書類一覧表」のとおり。

6 その他

(1) 特例の措置

前年度実績が適用の要件とされている加算等については、3月31日以降でなければ実績が確定しないことから、上記期間内に提出した場合、留意事項通知（平成24年3月30日付障発0330第16号）第一の1（4）の特例として、4月1日に遡って体制・加算を算定しているところです。

したがって、上記期間を過ぎての提出は、5月1日以降の算定となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 届出書類の様式について

届出書等の各種様式は、旭川市指導監査課のホームページに掲載しています。

「旭川市ホーム>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>障害福祉>申請・届出>

障害福祉サービス事業者向けトップページ＞4 障害福祉サービス事業等の指定申請、変更届、給付体制届等に係る様式等」

【担 当】

旭川市福祉保険部指導監査課（障がい担当）

電話：0166（25）9849